

第三十三号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

四 債 権 工	(三) 債 権 ウ	(二) 債 権 イ	(一) 債 権 ア	二 債 権 の 内 訳		一 債 権 の 概 要		左 記 の と おり 債 権 を 放 棄 す る 。	記
				債 権 の 名 称	債 権 の 總 額	債 務 者	債 權 の 概 要		
債 権 の 額	債 権 発 生 理 由	債 権 の 額	債 権 発 生 理 由	債 権 の 額	債 権 発 生 理 由	債 権 の 額	債 権 の 概 要	江 戸 川 区 民	債 權 の 放 棄 に つ い て
債 権 発 生 日		債 権 発 生 日		債 権 の 額	債 権 発 生 日	債 権 の 額	生活 保 護 費 返 還 金	六 十 一 万 四 千 二 百 九 十 六 円	
一 万 七 千 二 百 八 十 九 円	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 十 九 条	平 成 二 十 四 年 十 二 月 十 一 日	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 十 九 条	平 成 二 十 四 年 十 二 月 十 一 日	六 号 一 百 五 十九 条	平 成 二 十 四 年 三 月 十 四 日	三千 四 百 四 十 二 円		

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)
債 権 コ	債 権 ケ	債 権 ク	債 権 キ	債 権 力	債 権 才
債 権 の 額	債 権 発 生 理 由	債 権 の 額	債 権 発 生 理 由	債 権 の 額	債 権 発 生 理 由
債 権 発 生 日	債 権 発 生 理 由	債 権 の 額	債 権 発 生 理 由	債 権 発 生 日	債 権 発 生 理 由
九 千 八 百 円	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 十 九 条	平 成 二 六 年 九 月 二 十 五 日	七 千 二 百 九 十 七 円	平 成 二 六 年 七 月 二 日	一 万 千 六 百 四 十 六 円
号 一 六 三 条					
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四					
平成二十六年三月二十七日					
二 万 七 千 二 百 円					
平成二十六年三月十八日					
地方自治法施行令第百五十九条					
三千四百六十円					
平成二十六年三月十八日					
地方自治法施行令第百五十九条					
平成二十五年四月一日					

(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)
債 権 タ	債 権 ソ	債 権 セ	債 権 ス	債 権 シ	債 権 サ
債 権 発 生 日	債 権 発 生 理 由	債 権 発 生 日	債 権 発 生 理 由	債 権 発 生 日	債 権 発 生 理 由
債 権 の 額	債 権 発 生 理 由	債 権 発 生 日	債 権 発 生 理 由	債 権 発 生 日	債 権 発 生 理 由
平成 二 九 年 一 月 二 十 三 日	平成 二 九 年 三 月 八 日	平成 二 九 年 二 月 八 日	平成 二 九 年 一 月 四 日	平成 二 九 年 三 月 四 日	平成 二 九 年 一 月 二 十 二 日
八 万 七 千 三 百 三 十 九 円	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 九 条	十 万 五 千 五 円	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 九 条	六 万 千 百 五 十六 円	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 九 条

( <sup>二</sup> )	( <sup>三</sup> )	( <sup>四</sup> )	( <sup>五</sup> )	( <sup>六</sup> )	( <sup>七</sup> )
債 權 二	債 權 ナ	債 權 ト	債 權 テ	債 權 ツ	債 權 チ
債 權 発 生 理 由	債 權 発 生 理 由	債 權 発 生 理 由	債 權 発 生 理 由	債 權 発 生 理 由	債 權 発 生 理 由
債 權 発 生 額	債 權 発 生 額	債 權 発 生 額	債 權 発 生 額	債 權 発 生 額	債 權 発 生 額
地方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 十 九 条	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 十 九 条	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 十 九 条	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 十 九 条	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 十 九 条	地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 五 十 九 条
平 成 三 十 年 二 月 二 十 三 日	平 成 三 十 年 一 月 十 七 日	平 成 三 十 年 一 月 十 七 日	平 成 二 九 年 十 月 三 日	平 成 二 九 年 九 月 四 日	平 成 二 九 年 七 月 二 十八 日
一 万 五 千 九 百 二 十 七 円	一 万 三 千 四 百 五 円	八 千 八 百 二 十 円	四 千 七 百 九 十七 円	二 千 六 百 九 十四 円	二 万 千 二 百 九 十九 円

債権又 ( <sup>主</sup> )	債権の額	債権発生日	債権発生理由	地方自治法施行令第百五十九条	三 放棄する理由	裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和元年十月三十日付で債務者の免責許可の決定を行つたことにより、債権を回収する見込みがないため。	本案を提出いたします。 自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるので、地方	（説明）
	二万二千四百四十四円	令和元年五月二十日	地方自治法施行令第百五十九条					